

下水道排水設備工事指定業者申請書(添付書類チェックリスト)

【新規申請】

	添付書類	個人の場合	法人の場合
1	身分証明書 ※成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者でないことを証する書類	申請者	代表者
2	住民票の写し又は外国人登録済証明書	申請者	代表者
	経歴書 ※様式任意:最終学歴から現在職歴まで	申請者	代表者
3	商業登記事項証明書・定款の写し	/	/
4	営業所の平面図・写真・付近見取図		
5	専属する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類 ※責任技術者が一人のみ専属の場合は名簿不要、保険証等		
	専属する責任技術者の下水道工事責任技術者証の写し ※(公社)日本下水道協会石川県支部が交付した期限が有効なもの		
6	工事の施工に必要な設備・機器を有していることを証する書類 ※機材の一覧表・写真		
7	納入通知兼領収書(新規手数料:10,000円)の納付書の写し ※納入済みの領収印が有るもの		

輪島市下水道排水設備工事指定業者に関する規程

(指定業者の要件)

第3条 指定業者として管理者の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 石川県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業業者(法人にあつては代表者)が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。

イ 工事業業者(法人にあつては代表者)が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。

ウ 工事業業者(法人にあつては代表者)が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していないとき。

エ 工事業業者が、第11条第2項の規程により指定を取り消されてから2年を経過していないとき。

オ 工事業業者が、その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいるとき。

下水道排水設備工事指定業者指定申請書

(新規、継続)

令和 年 月 日

(宛先)

輪島市長 坂口 茂 殿

下水道排水設備工事指定業者の指定を受けたいので、輪島市下水道排水設備工事指定業者に関する規程第4条(第9条)の規定により申請します。

商号又は法人名	
住所 代表者 氏名 電話
営業所所在地 電話

[添付書類]

- 1 個人の場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類
- 2 申請者(法人の場合は代表者)の住民票の写し及び経歴書
- 3 法人の場合は、商業登記事項証明書及び定款の写し
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- 5 専属責任技術者名簿
- 6 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- 7 指定の更新(継続)をするときは、排水設備工事経歴書

経 歴 書

現住所			
氏 名		生年月日	
職 名			
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名	
	年 月 日		
職 歴	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 氏 名			

